

令和8年度伊万里市移住体験ツアー業務委託公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

No.	質問事項	回 答
1	実施要領1ページ「5 参加資格要件(1)」について、地方公共団体から受託した婚活・交流ツアーで、地域の魅力発信、関係人口の創出又は将来的な移住促進を事業目的に含むものは、「移住・定住など地方創生推進をテーマにしたツアー」の実績に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	地方創生推進をテーマとした受託ツアーであれば、移住・定住以外の目的であっても対象となります。 ご質問いただいた実績につきましては、地方創生推進をテーマとしたものと判断できますので、対象に含めて差し支えございません。
2	実施要領4ページ「8(2)」及び5ページ「10(2)イ」について、見積書の提出は、令和8年10月14日の提案書等提出時のみでよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおり、見積書の提出は令和8年10月14日の提案書等提出時のみとなります。
3	仕様書1～2ページ「4(1)イ(キ)(ク)、オ」及び5ページ「別記第8条」について、宿泊、貸切バス等の移動及び添乗員を伴う行程の旅行手配等を旅行業登録事業者へ再委託することは可能でしょうか。可能な場合、再委託できない中核業務又は再委託割合の上限があればご教示ください。	旅行業法や旅館業法等の関係法令を遵守する目的で、旅行業登録事業者へ宿泊・移動手配などを再委託(一部委託)することは可能です。ただし、本業務の企画立案、ツアーの運営、安全管理など、業務の中核となる内容の再委託は認められません。 なお、再委託の割合に具体的な上限数値は設けておりませんが、本業務の趣旨を踏まえ、受託者が主体となって業務全般を履行・管理できる体制を求めています(※再委託を行う場合は、仕様書別記「個人情報取扱特記事項」第8条を遵守する必要があります。)
4	仕様書2ページ「4(1)カ 参加料」について、参加料の徴収主体は受託者とし、委託料とは別会計で管理する想定でしょうか。また、参加料収入を委託料から控除するのか、市へ納付するのか、受託者の収入として取り扱うのかをご教示ください。	本業務における参加料の徴収主体は受託者となります。なお、徴収した参加料は本ツアーの運営経費(ツアー内容の充実等)に直接充当していただく扱いとしています(※徴収した参加料について、委託料からの控除や市への納付は求めず、受託者が直接本事業の経費に充てるものとしています。)
5	仕様書1ページ「3」及び「4(1)イ(ウ)」について、子どもを同伴しない単身女性も参加対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、最大催行人数及び最小催行人数において1世帯として数えるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。子どもを同伴しない単身女性のほか、単身男性も参加対象に含まれます。 また、催行人数(世帯および人数)のカウントにつきましても、1世帯1名として扱っていただいて差し支えございません。

令和 8 年度伊万里市移住体験ツアー業務委託公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

No.	質問事項	回 答
6	仕様書3ページ「7(4)」について、市の判断でツアーを中止した場合、契約後に適正な手続により既に支出し、取消不能となった広告費、宿泊・交通等のキャンセル料その他の経費は、業務委託額の支払対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	市の判断によりツアーを中止した場合、契約締結後に適正な手続を経て既に支出された経費や、取消不能となった広告費や宿泊・交通等のキャンセル料などの経費につきましては、委託料の支払対象になります(※中止によって不要となった経費については、業務委託料から減額します。)
7	仕様書に「実施前はツアーの告知、実施後はツアー参加者以外にも移住検討を促す目的で、ツアー当日の様子についてのレポートを掲載するなどにより PR を行うこと」とありますが、ツアーの告知及び実施後のレポートについて、貴市が想定されている掲載媒体(市公式ホームページ、SNS 等)がございましたら、ご教示ください。 また、受託者が独自に媒体を選定・提案することも可能でしょうか。	ツアーの告知は市公式ホームページやSNS (Instagram、LINE)、JOIN・FURUSATOへの掲載を、実施後のレポートはInstagramへの掲載を想定しております。 また、事業効果を高めるための施策として、受託者が独自に効果的な媒体を選定し、提案書にてご提案いただくことも可能です。
8	仕様書に「受託業者と伊万里市で協議の上、令和 9 年 3 月までの間で決定すること」とありますが、現時点で想定されている開催時期や、イベント・行事等の都合により開催を避けるべき時期がございましたら、ご教示ください。	現時点では具体的な開催時期を固定しておらず、事業者からの効果的な企画提案(開催時期の提案を含む)を期待しております。ただし、他の市イベント等との兼ね合いから、3月中旬～下旬の開催は避けていただく必要があります。 なお、具体的な開催日程につきましては、事業者選定後、受託者と市で協議の上、令和9年3月までの間で決定することになります。